

毎週火、金曜日発行（但休日^に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 市町村の廃置分合
町村の廃置分合
- ” ” 森林区実施計画実行に必要な調査委託要綱の一部改正
- ” ” 国民健康保険条例変更の認可
保安林の指定解除
- ” ” 豚移入禁止区域の指定解除
家畜人工授精所開設許可
自動車税の税率の特例を適用する地域の指定の廃止
- ” ” 土地改良区の定款変更認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇人委規則 昭和二十九年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

告示

鳥取県告示第二百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基き、西伯郡彦名村、崎津村、大篠津村、和田村、富益村、夜見村、巖村及び成実村を廃し、その区域を米子市に編入し、昭和二十九年六月一日から施行する。

なお地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十五号）第七十七條第一項の規定により昭和二十九年六月一日から米子市の人口は八三、六一八人とする。

昭和二十九年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百六十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第二項の規定に基き、八頭郡山郷村を廃しその区域を智頭町に編入し、昭和二十九年七月一日から施行する。

同 (郡家山上 (旧下私都))	通り山	三六三ノ五	三,000	三,000	三,000	同	旧下私都村長 山内 豊治
同	同	三六三ノ六	3,000	3,000	3,000	同	同
倉吉(旧倉吉)円谷	宮ノ谷	四五七ノ八	二,000	二,000	10,000	同	倉吉市下田中 前田 陸隆

鳥取県告示第二百七十一号

昭和二十九年四月鳥取県告示第七十八号をもつて公示した豚コレラ予防に関する規則(昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号)による次の移入禁止区域の指定を解除する。

昭和二十九年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

島根県八束郡

鳥取県告示第二百七十二号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第二十条の規定により次のとおり家畜人工授精所の開設を許す。

昭和二十九年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

許可番号 許可年月日 家畜人工授精所の名称 申請者氏名

第九七号 昭和二十九年五月二十八日 天津人工授精所 法勝寺家畜市場管内種牡牛組合代表者 杉山 重治

鳥取県告示第二百七十三号

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)第一百一条の規定による自動車税の税率の特例を適用する地域を昭和二十九年五月十四日次のように指定した。

鳥取県知事 西 尾 愛 治

郡別 町村別 大字 字 別

岩美郡 大成村のうち 大字雨滝、捨石、楠城、栃本、下木原、木原、石井谷、大石、菅野

蒲生村

八頭郡 若桜町

佐治村のうち 大字福園、加茂、畑、春谷、細尾、余戸、河本、中村、柿原

智頭町のうち 大字芦津、八河谷

気高郡 小鷲河村のうち

大字河内

東伯郡 三朝町のうち

大字木地山、栗祖

西伯郡 大山村のうち

大字赤松、明間、大山、庄川、大字栃原、大滝、大坂、富江、福兼、添谷、大内

大宮村

江府町のうち 大字宮市、如來原、具田、杉谷、小原、美用、助沢、蚊屋、大河原、吉原

根雨町のうち 大字板井原 山上村 阿毘縁村

鳥取県告示第二百七十四号

昭和二十九年一月鳥取県告示第十六号(自動車税の税率の特例を適用する地域の指定)は、昭和二十九年五月十三日限り廃止する。

昭和二十九年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第二百七十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項及び同法第四十八条第一項の規定により、日置谷土地改良区及び船岡町本手井手土地改良区の定款変更及び新たな土地改良事業を行うことについて、昭和二十九年五月二十五日認可した。

昭和二十九年五月二十八日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年五月二十八日

鳥取県教育委員会委員長 荻原治郎

- 一 日時 五月三十一日 午前十時半
 - 一 場所 県教育委員会会議室
 - 一 議題 人事調整について
- その他

人事委員会規則

昭和二十九年年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則をここに公布する。

昭和二十九年五月二十八日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第七号

昭和二十九年年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

(この規則の目的)

第一条 この規則は職員の給与に関する条例(昭和二十六年鳥取県条例第三号、以下「条例」という。)(第十六条の五第二項及び第十八条の規定に基き、昭和二十九年年度の期末手当及び勤勉手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(期間の算定)

第二条 職員のうち、賃金等で雇傭されていた期間のある者については、当該期間中において勤務を要する日が月平均二十二日以上であつた場合は、その職に在職した期間又は勤務した期間を条例第十六条の四第二項に規定する在職期間(以下「在職期間」という。)(及び条例第十六条の五第一項に規定する期間(以下「勤務期間」という。))に通算する。

第三条 勤勉手当の支給に関し職員の勤務期間を計算す

る場合において、その職員が左の各号の一に該当し勤務しなかつた場合には、その勤務しなかつた期間はこれを除外するものとする。

一 勤務しないことにつき任命権者の承認のなかつた期間

二 勤務に専念する義務の特例に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第二号)第七号に規定する病気休暇(公務による負傷又は疾病による場合を除く以下同じ。)により勤務しなかつた期間。但し、十二月十五日に支給する勤勉手当について勤務期間を計算する場合には病気休暇により勤務しなかつた期間から同規則第二十号により昭和二十九年において職員に与えられる休暇の残りの日数を控除した期間

三 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条第二項各号に規定する事由に該当し、休職処分を受けた期間

第四条 在職期間については、在職した日数(第二条の

規定により通算された日数を含む。)(三十日をもつて一月とする。

2 勤務期間については、左の各号に定める勤務日数(第二条の規定により通算された日数を含む。以下同じ。))をもつて一月とする。

- 一 六 月十五日に支給する場合 二十四日
- 二 十二月十五日に支給する場合 二十五日

(支給額の特例)

第五条 職員が支給日現在において左の各号の一に該当する場合、期末手当及び勤勉手当の額の計算の基礎となる給与月額は、左の各号に定めるところによるものとする。

一 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例(昭和二十六年鳥取県条例第三十九号)第四条の規定により給料を減ぜられている場合は、その減額された給料月額

二 職員の懲戒の手続及び効果に関する条例(昭和二十六年鳥取県条例第四十号)第三条の規定により減

給されている場合は、その減給されている給料月額
(勤勉手当の支給基準)

第六条 勤勉手当は職員の勤務状況と勤務期間に応じて
支給するものとする。

2 職員の勤務状況に応じて支給する勤勉手当の額は、
それぞれその支給日における職員の給料、扶養手当及
び勤務地手当の合計額の総額の百分の五及び支給日に
応じ第三項又は第四項の規定により支給した額の残額
の合計額の範囲内において、そのつど、任命権者が定め
るものとする。但し、それぞれの場合において、職
員に支給する額は、その職員の支給日における給料と
これに対する勤務地手当の合計額の百分の十五をこえ
てはならぬ。

3 職員の勤務期間に応じて六月十五日に支給する勤勉
手当の額は、その日における職員の給料、扶養手当及
び勤務地手当の合計額の総額の百分の二十を、職員の
給料とこれに対する勤務地手当の合計額の総額で除し
たものに勤務期間に応じて左の各号に定める割合を乗じ

て得た率をその職員の給料とこれに対する勤務地手当
の合計額に乗じて得た額とする。

- 一 勤務期間六箇月以上 百分の百
- 二 " 五箇月以上 六箇月未満 百分の九十
- 三 " 四箇月以上 五箇月未満 百分の八十
- 四 " 三箇月以上 四箇月未満 百分の七十
- 五 " 二箇月以上 三箇月未満 百分の六十
- 六 " 一箇月以上 二箇月未満 百分の五十
- 七 " 一箇月未満 百分の四十
- 八 " ない場合 ○

4 職員の勤務期間に応じて十二月十五日に支給する勤
勉手当の額は、その日における職員の給料、扶養手当
及び勤務地手当の合計額の総額の百分の四十五を、職
員の給料とこれに対する勤務地手当の合計額の総額で
除したものに勤務期間に応じて左の各号に定める割合を
乗じて得た率をその職員の給料とこれに対する勤務地
手当の合計額に乗じて得た額とする。

- 一 勤務期間 十二箇月以上 百分の百

二	"	十一箇月以上	十二箇月未満	百分の九十五
三	"	十箇月以上	十一箇月未満	百分の九十
四	"	九箇月以上	十箇月未満	百分の八十五
五	"	八箇月以上	九箇月未満	百分の八十
六	"	七箇月以上	八箇月未満	百分の七十五
七	"	六箇月以上	七箇月未満	百分の七十
八	"	五箇月以上	六箇月未満	百分の六十五
九	"	四箇月以上	五箇月未満	百分の六十
十	"	三箇月以上	二箇月未満	百分の五十五
十一	"	二箇月以上	三箇月未満	百分の五十
十二	"	一箇月以上	二箇月未満	百分の四十五
十三	"	一箇月未満		百分の四十
十四	"	ない場合		○

附 則

この規則は、公布の日から施行する。